

4月1日から 障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月1日(火)から交付します。
▼対象者 町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人
 ※町外の施設入所者は対象外
 ①身体障がい者手帳(1級〜3級)
 ②療育手帳(A・B)
 ③精神障がい者保健福祉手帳(1級・2級)

4月から 国民年金保険の制度が変わります

▼障がい年金受給などで保険料の免除(法定免除)を受けている人へ
 4月から保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まりました。これまでは、老齢基礎年金の増額を希望するときは保険料を後払い(追納)する必要があります。この制度の開始により、保険料の口座振替や、保険料が割引される前納の制度など、便利でお得な制度を合わせて利用できるようになりました。
▼過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人へ
 所得が少ないときや、失業など

▼申請手続き 手帳と印鑑を持って、福祉課障がい福祉係へお越しください。
▼利用できるタクシー 松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、伊予観光タクシーほか
問 福祉課障がい福祉係
 ☎985-4112
 ☎985-4155

で保険料を納付することが難しい場合、保険料の免除の申請を行うことができます。
 4月からは、免除申請ができる対象期間が拡大され、申請時の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。
 ※申請期間に対応する前年所得によって審査を行うため、免除が承認されない場合があります。

問 松山西年金事務所国民年金課
 町民課住民係
 ☎925-5175
 ☎985-4106

4月から 国民年金保険料が変わります

平成26年度の保険料は月額15250円です(前年度より210円引き上げ)。
▼保険料の納付
 4月上旬に日本年金機構から送られてくる「納付書」で、毎月の保険料を翌月末までに納めます。

納付場所は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。
 また、前納を利用すると保険料が割引になります(下表参照)。

▼学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。

前年度に学生納付特例制度が承認された人で、はがき式の申請書を送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。はがきが届かない場合や、初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証(または在学証明書)、年金手帳、印鑑(シャチハタ不可)を持って申請手続きをしてください。
 26年4月中に申請する場合は、25年4月から26年3月分までの期間(前1年間分)についても申請できます。

問 松山西年金事務所国民年金課
 町民課住民係
 ☎925-5175
 ☎985-4106

◎前納による割引後保険料

26年度	1カ月分		6カ月分		1年度分	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付	15,250円	-	91,500円	740円	183,000円	-
6カ月前納	-	-	90,760円	-	181,520円	1,480円
1年前納	-	-	-	-	179,750円	3,250円

※6カ月前納の1年度分は、6カ月ずつを2回に分けて納付した場合です。

給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報のだまし取り」が起っています。町がATMに振り込みを依頼したり、現時点で個人情報や口座番号を聞いたりすることはありませんので、ご注意ください。

臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月から、消費税が5%から8%に引き上げられました。これに合わせ、所得の少ない人や子育て世帯の人の負担を軽減するため、次の2つの給付金を支給します。

▶臨時福祉給付金

◎対象者 平成26年1月1日に町内に住民票があり、26年度分の町民税が課税されていない人
 ※町民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護を受給している人は対象外
◎給付額 給付対象者1人につき 1万円
 ※老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障がい者手当などを受給している人は、1人につき5千円を加算

▶子育て世帯臨時特例給付金

◎対象者 平成26年1月1日に町内に住民票があり、26年1月分の児童手当(特例給付含む)を受給している人で、25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

◎対象児童 支給対象者の26年1月分の児童手当(特例給付含む)の対象となる児童
 ※臨時福祉給付金の対象者や生活保護を受給している人は対象外
◎給付額 対象児童1人につき 1万円

【共通事項】

◎申請手続きなど 決まり次第、広報・チラシなどでお知らせします。 ※各市区町村により時期は異なります。
◎その他 配偶者からの暴力を理由に避難し、住民票を異動していない人は、事前に申し出を行うと、現在住んでいる市区町村で申請を行うことができます。 ※既に配偶者が代理申請を行っている場合など、申請できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問 福祉課障がい福祉係 ☎985-4155(臨時福祉給付金のこと)
 福祉課児童福祉係 ☎985-4114
 (子育て世帯臨時特例給付金のこと)

平成26・27年度分 後期高齢者医療保険料が変わります

平成26・27年度の愛媛県後期高齢者医療保険料の「均等割額」「所得割率」が決定しました。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」の合計が年額になります。26年度の保険料額は7月に決定し、保険料額決定通知書で連絡します。

◎平成26・27年度保険料 (1人あたり総額)

	26・27年度	24・25年度
均等割額	45,231円	44,194円
所得割率	9.05%	8.72%
限度額	57万円	55万円

所得割額は、「基礎控除(33万円)後の総所得金額」×9.05%(所得割率)で算定されます。

▼保険料の負担軽減を継続
◆所得の低い人の軽減
 【均等割】世帯の所得水準に応じて最大9割を軽減します。今回から2割軽減、5割軽減の対象者が拡大されました。
 【所得割】基礎控除後の総額が58万円以下の人は、5割を軽減します。

◆被用者保険の被扶養者だった人の軽減：制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

問 愛媛県後期高齢者医療広域連合
 保険課係
 ☎911-7733
 ☎985-4227

商店街の街路灯を LED化



(財)自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業(宝くじの助成金)を行っています。この事業を受け、商店街の街路灯をLED化しました。

問 産業課
 商工水産観光係
 ☎985-4120

平成26年度 納税期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	H27 3月2日	H27 2月25日
軽自動車税	全期	6月2日	5月26日
	第1・全期	6月30日	6月25日
町県民税	2	9月1日	8月25日
	3	10月31日	10月27日
	4	H27 2月2日	H27 1月26日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	9月1日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
	4	10月31日	10月27日
	5	12月1日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	H27 2月2日	H27 1月26日
	8	3月2日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日（1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

保険料や税を年金天引き（特別徴収）で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。納付額は、10月に保険料（税）額が決定するまでは2月に納付した額と同額です。10月以降の本徴収で額の調整を行います。

▼対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

納付月	徴収区分
4月	仮徴収 どの月も 平成26年2月と同額
6月	
8月	
10月	本徴収 年間保険料（税）額 －仮徴収納付額
12月	
27年2月	

☎ 985-4110

保険料や税の仮徴収が始まります

入院費用の自己負担額軽減制度について

国民健康保険では、特別な理由で入院費用の支払いが難しくなったとき、医療機関での自己負担額を軽減できる制度があります。

▼特別な理由と認められるもの

- ① 震災、風水害、火災などの災害で死亡した▽重度の障がいが残った▽資産に重大な損害を受けた
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害で農作物が不作、不漁となり収入が減少した
- ③ 事業や業務の休止、廃止、失業などで収入が著しく減少した
- ④ その他①～③に準じるとき

▼申請に必要な書類 世帯全員の直近3カ月の収入が分かる書類、申

請理由が分かる書類（罹災証明、解雇通知など）、預金通帳、被保険者証、印鑑（シャチハタ不可）など ※上記「特別な理由」により追加で書類が必要な場合があります。事前にご相談ください。

▼軽減について 申請書類と生活保護基準額・自己負担額を比較して、軽減対象となるか判断します。【免除・減免】3カ月以内

【徴収猶予】3カ月以内の一部負担金を最大6カ月 ※詳しくはお問い合わせください。

☎ 985-4107

確定申告が間違っていたら...

- ▶税額を多く申告していた 税務署にある更正の請求書で訂正します。平成25年分確定申告の更正の請求期間は、申告期限から5年以内です。
- ▶税額を少なく申告していた、還付を受けた税額が多かった 修正申告をしてください。税務署の調査を受ける前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。
- ▶確定申告を忘れていた すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

☎ 松山税務署 ☎ 941-9121（自動音声案内）
税務課町民税係 ☎ 985-4110

事業者の皆さん、忘れていませんか？ 法人町民税の修正申告

法人税額が修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

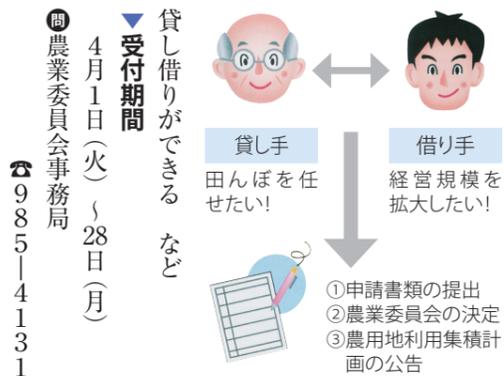
☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

安心して農地の貸し借りを

「後継者不足」や「高齢化」などの理由で農地を貸したい人と、「機械の効率的な使用」や「経営規模の拡大」を希望している人との間で安心して農地の貸し借りを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。

▼貸し借りのメリット

- ① 貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる
- ② 期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が来る
- ③ 期間満了後の離作料は不要
- ④ 利用権の再設定により継続して



ゆずりあい そのやさしさも おもてなし 春の全国交通安全運動

4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が行われます。この運動は「こどもと高齢者の交通事故防止」に重点を置いていきます。次の点を心掛け、交通事故防止に努めましょう。

◆子どもを守るために

乗車時、子どもを膝の上に乗せることは大変危険です。チャイルドシートに乗せていれば助かる命があることを再認識して、子どもの命は大人がしっかり守りましょ

う。また、子どもに正しい交通ルールとマナーを理解させ、安全意識の向上に努めましょう。

◆高齢者を守るために

愛媛県は、全国でも交通死亡事故に占める高齢者の割合が高い県です。高齢者への思いやりを持った運転を心掛けるとともに、高齢者の人も自分の身体機能や体調を認知し、防衛意識を持ちましょ

☎ 町民課コミュニティ係 ☎ 985-4228

初心者も手軽にスタート

松前バウンドテニス教室

バウンドテニスは、室内に3メートル×10メートルの人口マットを敷いて行う軽スポーツ。テニスと卓球を合わせたような球技で、初心者の人でも手軽に取り組めます。一緒に教室に参加して、汗を流しませんか。

- 日時 4月～6月の毎週水曜日 18時～19時
- 場所 松前町健康増進センター体育館（松前町大字鶴吉118-1）
- 対象 練習に参加できる人ならどなたでも（住所、年齢、男女など問いません）
- 会費 1,500円（短期スポーツ保険代800円含む）

希望者は、4月中に直接教室までお越しください。 ※運動ができる服装、シューズを持参してください。 ※ラケットは教室で準備しています。

☎ 松前バウンドテニス教室（担当：松浦） ☎ 090-1577-0789



参加者の声

「室内競技なので雨・風が関係なく、テニスとは違う魅力があります。今はバウンドテニスに夢中です」－60代男性－
「手軽に取り組めて、結構動きもあり、毎週水曜日の練習が待ち遠しいくらいです」－20代女性－

松前スポーツの輪

町内スポーツ教室を紹介！一緒に汗を流してスポーツの輪を広げよう。

Vol.1
Bound Tennis

合併処理浄化槽の設置補助金

生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲取りから合併処理浄化槽に設置替えする人や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付します。

▼対象者

(全ての条件を満たす人)

- ① 下水道整備事業計画区域でない地域に設置する人【左図参照】
- ② 平成26年度中に浄化槽を設置し、使用を開始する人
- ③ 松前町税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料を滞納していない人

▼申請期間

4月1日(火)から随時

補助金額・基数(予定)

	補助金額	基数
5人槽 (転換)	332,000円	25
7人槽 (転換)	414,000円	4
10人槽 (転換)	548,000円	3
5人槽 (新築)	267,000円	70
7人槽 (新築)	331,000円	7
10人槽 (新築)	439,000円	3

※補助の金額や基数は変更することがあります。

▼申請方法

補助金交付申請書に必要な書類を添付して提出してください。申請書は町ホームページからダウンロードできます。

☎ 上下水道課下水道業務係

985-4126



狂犬病予防注射

予防注射は、生後91日以上以上の犬の飼い主に義務付けられています。日程内であればどこでも受けられます。登録済みの人は、お送りする「案内はがき」を必ず持参してください。



◆料金

- ①すでに登録している場合 2,850円(注射料金)
- ②新規に登録する場合 5,850円(注射料金+登録料3,000円)

◆注意事項

- ・首輪をして、ふん便の始末袋を用意してください。
- ・持病のある犬や体調の悪い犬は動物病院で受けてください(注射料金は病院によって異なります)。
- ・登録内容に変更(犬の死亡・飼い主の変更・住所変更など)がある場合は、必ず町民課へご連絡ください。

◆狂犬病予防集合注射日程

4/2 (水) 岡田校区	
9:00 ~ 9:20	大間教深寺前
9:25 ~ 9:50	上高柳集会所前
10:00 ~ 10:20	恵久美集会所前
10:30 ~ 10:50	北公民館前
11:00 ~ 11:20	西高柳集会所前
13:20 ~ 13:40	北川原集会所前
13:50 ~ 14:05	塩屋集会所前
14:15 ~ 14:40	西古泉公民館前

4/3 (木) 松前校区	
9:00 ~ 9:15	南黒田公民館前
9:25 ~ 9:50	北黒田公民館前
10:00 ~ 10:15	西公民館前
10:25 ~ 10:40	新立住吉神社前
10:50 ~ 11:20	松前公園駐車場
13:20 ~ 13:45	松前駅前
13:55 ~ 14:10	本村えびす神社前
14:20 ~ 14:40	古城幼稚園前

4/4 (金) 北伊予校区	
9:00 ~ 9:30	中川原公民館前
9:40 ~ 10:00	徳丸集会所前
10:10 ~ 10:25	出作集会所前
10:35 ~ 10:55	東公民館前
11:05 ~ 11:20	鶴吉公民館前
13:20 ~ 13:35	永田公民館前
13:40 ~ 13:55	横田公民館前
14:00 ~ 14:15	大溝公民館前
14:20 ~ 14:40	東古泉公民館前

☎ 町民課生活環境係 ☎ 985-4117